

国民健康保険料過誤納金の振込遅延について

国民健康保険料について、保険料額の変更や重複納付等の事由により「過誤納（納め過ぎ）」が発生した場合は、「国民健康保険過誤納金還付請求書」に指定された口座に振り込むこととなっています。

この度、9月10日に振込予定であった過誤納金について、還付金振込データ伝送（※）での承認処理が完了していなかったこと及び伝送先である横浜銀行から送付された承認が未完了である旨のメールを見落とししたことにより、264件の振込がされていなかったことが判明しました。

なお、過誤納金については、9月17日に対象者へ振込を行っております。

（※）データ伝送とは、電子ファイルで作成した振込データを、インターネット回線を利用したネットバンキングで行う処理

1 振込遅延の件数及び金額

264件（247人） 10,712,505円
※還付最高額 909,330円

2 経過

9月 6日（金） 横浜銀行宛て還付金振込データの伝送処理
9月 9日（月） 横浜銀行から承認処理未完了メール受信
9月12日（木） 還付請求者から問い合わせ
9月13日（金） 確認作業を行った結果、9月10日振込分が未完了であることが判明し、再度振込データを伝送
9月13日（金）～14日（土）
該当される方（247名）に対し、振込日遅延をお詫びする旨の架電を実施
9月17日（火） 振込完了

3 発生原因

9月6日（金）に行った還付金振込データ（7月17日～8月15日受付分）の伝送処理が職員の操作誤りにより完了していなかったこと、また、9月9日（月）に横浜銀行から処理が未完了である旨のメールを受信しましたが、職員が見落としていたことによるものです。

4 再発防止について

還付金振込データ伝送処理の完了及び処理完了メールの受信を複数職員で確認するよう徹底し、再発防止に努めます。

問い合わせ
川崎市中原区役所区民サービス部保険年金課 田村
電話 044-744-3200